



2022年5月20日

各 位

上場会社名 株式会社 ニコン
代表者 代表取締役 兼 社長執行役員
馬立 稔和
コード番号 7731 (東証プライム)
問合せ先 財務・経理本部長 奥村 徹也
(TEL 03-6433-3626)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は 2022 年 5 月 20 日開催の取締役会において、2022 年 6 月 29 日開催予定の第 158 期定株主総会に、定款一部変更について、下記の通り付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が2021年6月16日に施行され、上場会社は、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、株主総会を場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)とすることができる旨を定款で定めることが認められるようになりました。当社におきましても、バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすく、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資することから、株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、場所の定めのない株主総会の開催を可能にするために定款第13条第2項を設けるものであります。
なお、当社は、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第66条第1項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けています。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 当社は、現在、取締役会長を置いていないところ、取締役会長に関する定款上の規定は任意規定であることも踏まえ、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 29 日 (予定)

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第12条 <条文省略> (招集)</p> <p>第13条 <条文省略> <新 設></p> <p>第14条～第15条 <条文省略> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <新 設></p> <p>第17条～第22条 <条文省略> (代表取締役及び役員取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により必要に応じ、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名を置くことができる。 2. 代表取締役は、取締役会の決議によりこれを選定する。 3. 代表取締役は、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。</p> <p>第24条～第34条 <条文省略></p>	<p>第1条～第12条 <現行通り> (招集)</p> <p>第13条 <現行通り> 2. <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第14条～第15条 <現行通り> <削 除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第22条 <現行通り> (代表取締役) <削 除></p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によりこれを選定する。 2. 代表取締役は、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。</p> <p>第24条～第34条 <現行通り></p>
<p>附則 (監査役の責任減免に関する経過措置) 当社は、2016年6月開催の第152期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項に定める責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。 <新 設></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p>	<p>附則 (監査役の責任減免に関する経過措置) 第1条 当社は、2016年6月開催の第152期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項に定める責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。 (電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>